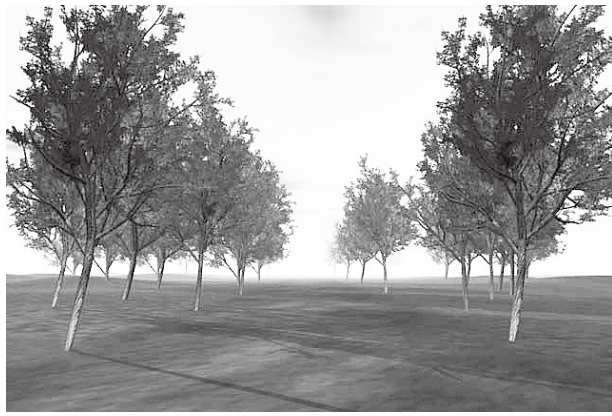


## みんなが安心して 幸せに暮らすために

### ～今なおつづく入居差別・土地差別の解消にむけて～

同和地区であるかどうかを行政や宅地建物取引業者に問い合わせる行為は、同和地区に対する誤った意識のもと、同和地区や地区住



民を避け、排除するものであり、同和問題解決の取り組みに逆行するものです。

また、外国人・障害者・高齢者という理由だけで入居を断られるなどの行為も後を絶ちません。これらの行為についても「これらの人とはかわりたくない」という偏見から起こるものではないでしょう。

大阪府や松原市では誰もが暮らしやすい、心が通じ合う、安心・安全なまちをめざし取り組んでいます。不動産の購入や転居における同和地区の調査を「しない、させない」ように、正しい理解と認識を深めていただくとともに、人権が尊重される住みよいまちづくりを進めています。

大阪府では条例や基準などを設けて、人権が尊重される住みよいまちづくりを進めています。

### 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

昭和60年10月、現に同和地区に住んでいることや過去に居住していたことを理由として行われる興信所・探偵社業者による部落差別につながる調査・報告をなくし、府民の基本的な人権の擁護に資することを目的として施行されました。平成23年に条例を一部改正し、新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象としています。

### 宅地建物取引業法に基づく大阪府の指導監督基準

平成23年1月、取引の対象となる物件が同和地区に所在するか否かについて調査することまたは取引関係者に教示することや、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障害者、高齢者または母子（父子）家庭であるという理由だけで入居申し込みを拒否することについて、大阪府知事が必要な指導を行う基準として施行しています。

### 宅地建物取引業人権推進指導員制度

大阪府では宅地建物取引の場における同和地区に対する差別や入居差別などをまざまま差別をなくしていくため、業界団体と連携し養成に取り組んでいます。人権推進指導員を設置する宅地建物取引業者は従業員に対し人権に関する研修や教育、的確なアドバイスなどを行い人権意識の高揚に努めています。



みんなが安心して幸せに暮らすためには、私たち一人ひとりがうわさや世間体に惑わされるのではなく、生活のあらゆる場面でさまざまな人権課題を自らの課題としてとらえ、互いを認め合うことが大切です。

人権課題について正しい理解と認識を持っていただき、入居差別や土地差別が無くなるよう、皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。  
※入居拒否、入居差別に関するご相談は人権文化室へ。

内容についてのご意見・ご感想を人権文化室 (☎337-3101)へお寄せください。

- ニュース 松原
- 情報 ひろば
- 子育て 教育
- 上下水道
- 安全
- 人権 相談
- 福祉 環境
- 健康
- 保険年金
- 消費生活
- 税
- 労働 労務その他
- 各種相談
- 素敵に生きよう
- 子育て 援助 コーナー
- 歴史 ウォーク
- しほ ぼっくす
- 講座 イベント
- スポーツ 図書館
- 地域交流
- みんなの 広場
- イベント ガイド